

公立大学法人公立小松大学学長選考規則

令和2年3月12日

規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、公立大学法人公立小松大学定款（以下「定款」という。）第11条の規定に基づき、公立大学法人公立小松大学（以下「本学」という。）の学長の選考に関し必要な事項を定める。

(選考等)

第2条 学長候補者の選考に係る事項は、公立大学法人公立小松大学学長選考会議（以下「学長選考会議」という。）が行う。

(選考の時期)

第3条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、学長候補者を選考する。

- (1) 学長の任期が満了するとき。
- (2) 学長が辞任を申し出たとき。
- (3) 学長が欠員となったとき。
- (4) 学長が解任されたとき。

2 学長候補者の選考は、前項第1号に該当するときは、原則として任期満了の3月以前に、同項第2号から第4号までに該当するときは、その事由が生じたときに速やかに行う。

(選考の基準)

第4条 学長の選考は、人格が高潔で学識に優れ、かつ大学における教育研究活動を適切かつ効果的に運営できる組織管理能力を有する者のうち、学長選考会議が選考の都度定める基準により行う。

(学長候補適任者の推薦)

第5条 学長選考会議は、学長候補者の選考を行うに当たり、次の各号による学長候補者として適任である者（以下「学長候補適任者」という。）の推薦を求める。

(1) 公立大学法人公立小松大学定款第18条第2項第4号の委員の2人以上の連署による推薦

(2) 学長、理事、専任の教授及び准教授で10人以上の連署による推薦

2 前項による推薦は、同一人が複数の学長候補適任者の推薦に加わることはできない。

3 推薦には、被推薦者が学長候補適任者として推薦されることの同意を要する。

4 推薦は、次に掲げる書類により行う。

- (1) 推薦書（別紙様式1又は別紙様式2）
- (2) 被推薦者の履歴・業績書（別紙様式3）
- (3) 被推薦者の同意書（別紙様式4）
- (4) 被推薦者の所信（別紙様式5）

- (5) その他学長選考会議が必要とする書類
(学長候補適任者の決定)

第6条 学長選考会議は、被推薦者について学長候補適任者であるか否かの確認を行い、審議の上、学長候補適任者を決定する。

- 2 学長選考会議は、前項の学長候補適任者の決定にあたり、被推薦者に対し必要に応じて面接等を実施することができる。
- 3 学長候補適任者が辞退する場合は、学長選考会議議長あてに辞退届（別紙様式6）を提出する。

(所信等の説明)

第7条 学長選考会議は、学長候補適任者が所信等を説明する機会を設ける。

(意向調査)

第8条 学長選考会議は、学長候補者の選考の参考とするために、学長候補適任者を対象とした本学の役員及び職員の意向調査（以下「意向調査」という。）を実施することができる。

- 2 前項において、意向調査を実施する場合の必要な事項は、学長選考会議が決定する。

(面接)

第9条 学長選考会議は、学長候補適任者と個別に面接を実施する。

(学長候補者の決定)

第10条 学長選考会議は、次に掲げる事項を参考に、第4条に定める選考の基準に基づき、学長としての資質及び能力を判定し、学長候補者を選考する。

- (1) 推薦時に提出された書類
- (2) 所信等の説明の結果
- (3) 面接の結果
- (4) その他学長選考会議が必要とする事項

- 2 学長選考会議は、前項で選考した学長候補者が学長となる意思があることを確認のうえ、学長候補者として決定し、理事長に報告する。

(公表)

第11条 理事長は、学長選考会議の選考結果を受け、次に掲げる事項を学内外に周知する。

- (1) 第4条により定める選考の基準
- (2) 第6条第1項により学長候補適任者として決定した結果
- (3) 第10条により学長候補者として決定した結果、選考理由
- (4) その他学長選考会議が必要と認めた事項

(任期)

第12条 学長の任期は4年とする。ただし、学長が任期の途中において欠けた場合又は解任された場合の後任の学長の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 学長は再任されることができる。再任の場合の任期は2年とする。

(学長の業績評価)

第 13 条 学長選考会議は、学長の業務執行の状況について確認を行う。

- 2 学長選考会議は、前項の結果を踏まえ、学長に対して意見を述べることができる。
- 3 学長の業績評価に関し必要な事項は、学長選考会議において別に定める。

(解任申出の理由)

第 14 条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事長に対して学長解任の申出を行うことができる。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反があるとき
- (3) 職務の遂行が適当でないため、本学の業務の停滞及び実績が悪化した場合であって、引き続き職務を行わせることが適当でないとき。
- (4) その他学長として適しないと認められるとき

(解任の審議等)

第 15 条 学長選考会議は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに学長の解任について審議するものとする。

- (1) 学長選考会議の委員から解任請求の申出があったとき
 - (2) 経営審議会から解任請求の申出があったとき
 - (3) 教育研究審議会から解任請求の申出があったとき
- 2 学長選考会議は、第 1 項の審議を行うに際し、学長に対して書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。
- 3 学長選考会議は、第 1 項の審議を行うに際し、経営審議会又は教育研究審議会に意見を求めることができる。
- 4 第 1 項に規定する審議の結果、前条各号のいずれかに該当する理由があると認めた場合は、理事長に対して学長の解任の申出を行うものとする。理事長は、この申出に基づき学長を解任する。

(その他)

第 16 条 この規則に定めるもののほか、学長候補者の選考の実施に関し必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規則は、令和 2 年 3 月 12 日から施行する。

別紙様式1（選考規則第5条第1項第1号に基づく推薦用）

令和 年 月 日

公立大学法人公立小松大学学長候補適任者推薦書

公立大学法人公立小松大学学長選考会議議長 殿

経営審議会委員

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

氏名 _____ 印

公立大学法人公立小松大学学長選考規則第5条第1項第1号の規定により、学長候補適任者として下記の者を推薦いたします。

記

所属機関名	職名	氏名	住所

推薦理由：別紙のとおり

推薦理由

推薦理由

別紙様式3

履 歴 ・ 業 績 書

(フリガナ) 氏 名		生年月日	年 月 日 (歳)
住 所	〒		

学 歴	
年 月	
資格 (学位、免許等)	
年 月	
職 歴	
年 月	

学会・社会における活動等	
論文、著書等	
賞 罰	

上記の通り相違ありません。

令和 年 月 日

氏 名 _____ 印

<履歴・業績書 記載上の注意事項>

1 学歴欄

大学学部入学以降の学歴を記入してください。

2 資格欄

学位(授与大学名)及び免許(登録番号)等資格を記入してください。

3 職歴欄

主な職歴を記入してください。

4 学会・社会における活動等

- (1) 所属する主な学会名のほか、その役職名(会長・評議員等)と期間を記入してください。
- (2) 国際誌、国内誌の学術編集委員等名を記入してください。
- (3) 公的機関等における主な審議会委員等の経歴があれば記入してください。
- (4) その他参考となる事項を記入してください。

5 論文、著書等

論文、著書を記入してください。

6 賞罰等

学会賞等の受賞について記入してください。

7 その他

各項目、必要に応じて行を追加し、使用してください。

別紙様式 4

同 意 書

公立大学法人公立小松大学学長選考会議議長 殿

このたび、公立大学法人公立小松大学学長の選考に際し、私が学長候補適任者として推薦されること及び私の個人情報を公立大学法人公立小松大学学長選考規則に基づいて提供することについて、同意します。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

別紙様式 5

所信表明書

被推薦者氏名：_____

本学の教育・研究・社会貢献・運営等について（2,000 字程度）

別紙様式 6

辞 退 届

公立大学法人公立小松大学学長選考会議議長 殿

このたび、公立大学法人公立小松大学学長候補適任者を辞退いたしますので、よろしくお取り計らい願います。

令和 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ (印)